

第54期

令和2年度第6回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和3年3月4日)

滋賀地方最低賃金審議会

第54期 令和2年度 第6回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和3年3月4日（木）午前10時00分～午前10時20分
開催場所	コラボしが21 大会議室
出席状況	公益代表委員 5人（定数5人） 労働者代表委員 5人（定数5人） 使用者代表委員 5人（定数5人） 事務局 5人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 佐野洋史 中 睦 平井 建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 吉田 守 使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 待鳥労働局長、足立労働基準部長、 綿貫賃金室長、辰巳室長補佐、 唐牛賃金指導官
主要議題	特定（産業別）最低賃金について 最低賃金審議会の運営について その他
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

ただ今から、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計15名全委員のご出席をいただいています。従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による3分の2以上の出席を満たしますので、本会議が有効に成立していることをご報告します。

なお、本日の審議会において、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定により、傍聴の申込みを受け付けておりましたところ、傍聴の申込みは無かったことをご報告します。

それでは、以後の議事の進行につきまして、会長にお願いします。よろしくをお願いします。

○会長

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。議題（1）「特定（産業別）最低賃金について」です。

まず、今年度の滋賀県特定（産業別）最低賃金にかかる審議はすべて終了し昨年12月31日に発効しております。したがって、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第10条第1項の規定により本年度の滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止したいと思います。よろしいですか。

○全委員

〔はい〕と発言あり。

○会長

ありがとうございます。それでは、今年度設置しておりました滋賀県特定（産業別）最低賃金専門部会を廃止します。

次に、次年度の特定（産業別）最低賃金に係る意向表明について労働者側から説明をお願いします。

○労働者代表委員

それでは、お手元の資料No.1についてですが、各産業・業種の中で令和3年度はどのようにするかという検討の結果、6業種について改正を申出させていただくことを決定し、さる2月22日に滋賀労働局長と滋賀地方最低賃金審議会会長宛てに、令和3年度の滋賀県特定（産業別）最低賃金改正の意向表明を提出させていただきました。従来は特別検討小委員会での必要性

が審議されていますが、今後、改正の申し出に向けて準備を進めてまいりたいと思っておりますので、お取り扱いをよろしく申し上げます。

○会長

ただ今、労働者側から、次年度の特定（産業別）最低賃金に係る意向表明がありました。

なお、今回、意向表明された6業種については、資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長補佐)

それでは資料を説明します。資料の資料No.1は労働者代表から提出がありました「2021年度（令和3年度）滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明（写）」となっています。滋賀労働局長宛てと滋賀地方最低賃金審議会会長宛てで同じ書面が提出されています。

つづいて、3ページ、資料No.2「滋賀県特定（産業別）最低賃金 適用使用者数・適用労働者数」です。こちらについては、来年度に改正申出があった際に数的要件の確認ということになりますが、申出要件の中に定量要件があります。その確認のための資料です。こちらの数字については、最低賃金の平成28年センサスの使用者数・労働者数を元に本年行った最低賃金に関する基礎調査の集計した適用除外労働者数を差し引いて算出した数です。資料は以上です。

○労働者代表委員

申し訳ありませんが、追加で申し述べてよろしいでしょうか。

○会長

はい、お願いします。

○労働者代表委員

資料No.1の3.その他についてですが、滋賀県特定（産業別）最低賃金の必要性の審議について特にご意見を申し上げておきたいことがあります。他府県では業種の中で必要性審議が行われているところがあります。滋賀県では特別検討小委員会で必要性の審議をしていますが、滋賀県でも業種の中で必要性審議を行う取り計らいについて検討いただきたいということがひとつあります。

あとは、必要性審議について一部産業の方から意見陳述の場を設けてほしいという意見がありますので、できましたら対応産業から意見陳述の場を設けることについて次年度、ご尽力いただければありがたいと思います。

○会長

滋賀県特定（産業別）最低賃金の必要性の審議は、特別検討小委員会で各業種をまとめて検討していますが、業種ごとに必要性審議を行う場を設けたいということでしょうか。

○労働者代表委員

業種でいうと、特に新繊維工業と各種商品小売業についてです。意向表明の6業種のうち、他の産業については使用者側も必要性についてご理解いただいておりますが、新繊維と各種商品小売業については必要性の合意に至っていませんので、せめてこの2つの業種については、業種の中で必要性審議をする場を設けていただければありがたいと思っています。

○会長

一部産業の意見陳述の機会を設けてほしいとのことですが、全業種についてではなくて、希望される業種についてということですか。

○労働者代表

必要性審議の場で全業種の労働者の意見陳述というのは、いきなりそこまではということもあり、また、滋賀労働局の対応ということもあります。今後の進め方ということで可能であれば全業種についても対応させていただきますが、関係労働者の意見陳述の機会を設けてほしいというのは、特に新繊維工業と各種商品小売業の2業種から要望が出ているためです。

○会長

新繊維工業と各種商品小売業の2業種については、必要性審議の場で関係労働者の意見陳述の機会を設けてほしいということですね。

○労働者代表委員

そうです。新繊維工業と各種商品小売業の2業種は、これまで必要性の合意に至っていないので、関係労働者の意見陳述の機会を設けてほしいということです。

○会長

それでは、まず、事務局の説明に関してご質問等がありますか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

よろしいですか。それでは、今、労働者側から6業種の特定（産業別）最低賃金に係る意向表明がされ、それから、追加で、特定（産業別）最低賃金に係る必要性審議の方法と、業種すべてではありませんが特に新繊維工業と各種商品小売業の2業種に関して必要性審議の際に関係労働者の意見陳述の機会を設けてほしいというご意見が示されました。これに対して、使用

者側から何かご意見があればお願いします。

○使用者代表委員

6業種の改正については、正式に申し入れをいただいた時点で使用者側として真摯に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

改正の必要性審議の件についてですが、我々委員は2年任期の最後の年ということですので、来年度の次期メンバーでこの件について検討させていただきたいと思います。

○会長

労働者側から追加で特定（産業別）最低賃金に係る必要性審議方法について意見が示されましたが、これについて、来年度のメンバーで改めて審議したいというのが使用者側のご意見ですが、労働者側からそれに対して何か意見はありますか。

○労働者代表委員

委員は今期で交代となるため、ここで議論しても結局新しいメンバーでということになりますので、次年度の中で、労使双方が協議する場を設けていただければありがたいと思います。

○会長

わかりました。労使ともにこの件に関しては、次年度以降、新たなメンバーで審議するということですね。これについて、事務局から何か意見はありますか。

○事務局(室長)

特定(産業別)最低賃金の必要性審議については、従来から公労使各3名の特別検討小委員会で行われていたところです。これを変更するか否かについては、労使の代表委員のおっしゃるとおり、次期 第55期 令和3年度の委員の皆様でご検討いただけたらと思います。

それから、必要性審議の際の関係労働者のご意見の主張については、関係使用者のご意見の主張をどうするかということもありますので、これについても、同じく次期 第55期 令和3年度の委員の皆様で、ご検討いただけたらと思います。

○会長

労使代表委員も、事務局としても、特定(産業別)最低賃金改正決定必要性の審議の方法等については、次期第55期の委員にて議論することによろしいですか。具体的な調整もしなければならないので、次期メンバーでしっかり議論していただくということによろしいですか。

○全委員

〔はい〕の声有り。

○会長

それでは、特定(産業別)最低賃金改正決定必要性の審議の方法および特定(産業別)最低賃金に係る必要性審議の際に関係労働者団体が主張する機会を設けてほしいという労働者側のご意見について、次期第 55 期の委員で議論することとします。

続いて、(2)「最低賃金審議会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長補佐)

5 ページ 資料No.3 は、令和 2 年度の滋賀地方最低賃金審議会開催状況です。

資料No.4 は「令和 3 年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」で、7 ページが地域別最低賃金の場合、8 ページが特定(産業別)最低賃金の場合となっています。今年度と同じく 10 月 1 日発効とすると、8 月 5 日には答申要旨を公示する必要があり、これ以前に公示しなければなりません。また、特定最低賃金については、今年度と同じ 12 月 31 日発効を目指すとする 11 月 1 日までに答申要旨を公示することになります。

この公示日の関係をもとに資料No.5 で、「令和 3 年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程」について(案)として示させていただきました。こちらについては、室長から説明させていただきます。

○事務局(室長)

引き続き説明させていただきます。まず、第 55 期 令和 3 年度の第 1 回滋賀地方最低賃金審議会の公開又は非公開の扱いを、事前に決めておく必要がありますので、お決めいただくようお願いいたします。

次に、次年度日程案についてです。第 55 期令和 3 年度の日程について、事務局で資料No.5 「令和 3 年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程 (案)」を作成しました。第 55 期の第 1 回審議会に提案させていただく予定としています。

○会長

それでは、令和 3 年度の第 1 回滋賀地方最低賃金審議会の公開に関してですが、事前に決めておく必要があるとのことですので、従来より本審議会は原則として公開としていますので、令和 3 年度の第 1 回滋賀地方最低賃金審議会も公開したいと思いますが、委員の皆様いかがですか。

○全委員

〔はい〕と発言あり。

○会長

よろしいですか。それでは、令和 3 年度の第 1 回滋賀地方最低賃金審議会は、公開とします。

次に日程(案)ですが、ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございますか。

○全委員

[発言無し]。

○会長

特に発言はありませんでしたので、令和3年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程については事務局案のとおりということですのですめさせていただきます。

次の議題(3)「その他」ですが、特に労使から何かございますか。

○全委員

[特にありません]と発言あり。

○会長

それでは、最後に事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

委員の皆様には、この一年間大変お忙しい中、用務を繰り合わせご出席いただき、ご審議いただきましたことに事務局からも厚くお礼申し上げます。

また、中会長におかれましては、長きにわたり公益代表委員として当審議会の運営にご尽力いただきましたことにより、このたび厚生労働省労働基準行政関係功労者厚生労働大臣表彰を受けられましたのでご披露いたします。おめでとうございます。

来年度、滋賀地方最低賃金審議会は、新たに第55期を迎えます。来期の労使代表委員につきましては、推薦の公示を行う予定としておりますので、各委員の推薦のご準備をよろしくお願いします。

○会長

それでは、本日の議事は以上です。本日の議事録の署名人についてですが、公益はわたくし中が、労働者側は池内委員に、使用者側は西田委員にお願いします。

○全委員

[はい]と発言あり。

○会長

最後に、局長よりご挨拶があるとのことですので、お願いします。

○局長

委員の皆様には、この一年間、新型コロナウイルス感染症拡大の中にあっても、本当におい



そがしい中で、最低賃金の改正にご尽力賜りまして、誠にありがとうございます。

本日を持ちまして、今年度の全ての審議日程が無事終了ということになりました。各委員におかれましては、それぞれのお立場がある中で、真摯にかつ丁寧にご審議を賜り、大変なご苦勞をお掛けしたものと考えております。

滋賀県最低賃金につきましては、今年度は、目安が示されない中、答申の当日までご審議いただき、866円から868円に引上げとなって、10月1日に発効させていただきました。

また、特定最低賃金につきましても、非常にタイトなスケジュールの中で、集中的にご審議をいただき、2円から3円引上げられ、年内の12月31日に発効することができました。改めて、厚くお礼申し上げます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による困難な状況の中で、外部会場を借りながらの運営となりまして大変ご不便をおかけしたのではなかろうかと思えます。その中にもあっても円滑なご審議を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

来年度は第55期ということですが、第54期の委員の皆様には、2年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。今後とも、賃金行政、また、労働行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。これで本年度の全ての審議が終了となります。公益代表委員の私も今期までということで、皆様のご協力でなんとか無事に審議を行うことができ、本当に感謝しております。委員の皆様、お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。

〔閉会〕